有料老人ホーム重要事項説明書

施設名	グランフォレスト氷川台												
定員・室数					48	人	•	46	室	<u> </u>			
有料老人ホ	ームの類	型	・表示	事項	į								
類	· ·	型						介護	付	(一般	텣)		
サ付登録	录の有	無		無									
居住の柞	権 利 形	態		利用権方式									
利用料の	支払方	式							選技	尺方式			
入 居 時	の要	件						専用型	! (星	更介護(のみ))	
介護保障	険の 利	用				1	寺定施	設入居	者生	上活介	擭(-	一般型)	
居室	区	分							定員	1人			
介護に関わ	る職員体	制						2	2. 5	: 1以上	•		
1 事業主	体												
			法 人	等(の 種	別					営利	法人	
名		称	フリカ゛	* †				7	ミリン	フィルケアカ	ヷ゚゚゚゚゚	·ガ イシャ	
			名	称				スミ	リン	フィル	レケア	7株式会社	t
ナたて東致	まのまた	. Trh	₹	16	3-092	27							
主たる事務	[] [[] [] [] [] [] [] [] [] [: 10			東京	都新	- 宿区西	新宿2	丁目	3番1号	异 亲	所宿モノリ	Jス27階
·串 《	Þ	廾	電言	話	番	号				03	-590	9-8750	
連	各	先	ファ:	ファックス番号 03-3340-8120									
ホーム	~ -	ジ	http:/	//www	w.fil	lcare	. co. jr)					
代 表 者	職氏	名	役職	名	1表于	x締役	社長			氏名	福	永 匡	
設 立 左	丰 月	日						平月	或16	年5月6	6日		
主な	事 業	等	介護保	除沒	きによ	る指定		サービ	ス事		経営	当	
事業主体が見	 東京都内で	実											
	ービスのオ			I	听数			事業所					 所在地
<居宅サート	ごス>												
訪問介護				な	こし								
訪問入浴分	个護				こし								
訪問看護					じ								
	5問リハビリテーション 号宅療養管理指導				し								
店七頒養 通所介護	3 圧扣得			۱,۹	にし 1	ディ	フォレ	スト組	巨金	 湟		東 古	馬区錦2-13-12
	ごリテーシ	な	<u>'</u> こし	7 1	<i>- 1</i>	~ \ 1 11/3	人小月五	il)		インジョン・	7 10 17 The Table		
短期入所生			i L										
短期入所夠					こし								
	人居者生活?	介護	i i		9	グラ	ンフォ	レスト	学	<u> </u>		東京都目	黒区五本木3-13-26
福祉用具質					:し : L								
特定福祉月	H具販冗			ال/	こし								

<地域密着型サービス>			
定期巡回・随時訪問介護・看護	なし		
夜間対応型訪問介護	なし		
地域密着型通所介護	なし		
認知症対応型通所介護	なし		
小規模多機能型居宅介護	なし		
認知症対応型共同生活介護	なし		
地域密着型特定施設入居者生活介護	なし		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	なし		
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	なし		
居宅介護支援	なし		
<居宅介護予防サービス>			
介護予防訪問入浴介護	なし		
介護予防訪問看護	なし		
介護予防訪問リハビリテーション	なし		
介護予防居宅療養管理指導	なし		
介護予防通所リハビリテーション	なし		
介護予防短期入所生活介護	なし		
介護予防短期入所療養介護	なし		
介護予防特定施設入居者生活介護	6	グランフォレスト学芸大学	東京都目黒区五本木3-13-26
介護予防福祉用具貸与	なし		
介護予防特定福祉用具販売	なし		
<地域密着型介護予防サービス	>		
介護予防認知症対応型通所介護	なし		
介護予防小規模多機能型居宅介護	なし		
介護予防認知症対応型共同生活介護	なし		
介護予防支援	なし		
<介護保険施設>	.	,	•
介護老人福祉施設	なし		
介護老人保健施設	なし		
介護療養型医療施設	なし		
介護医療院	なし		

2	事業所概要													
名		称	フリカ	` †			•	グランフォ	レストヒカ	ワダイ				
名		你小	名	称			グラ	ンフォ	・レス	ト氷川台	台			
EC.	/. :	ᅰ	₹	179-	-0084									
所	在	地		東京都練馬区氷川台4-46-12										
連	 絡	先	電言	活	子 号			(03-59	22-3187	7			
選		兀	ファ	アックス番号 03-5922-3188										
ホ	- ム ペ -	ジ	https	://www	. fillc	are.cc	. јр							
介書	護保 険 事 業 所 番	号					第13	720067	32号					
管	理 者 職 氏	名	役職	名 ホ	ーム長			氏名	名	阪 美晴	青			
事	業開始年月	日					平	成 21	年(3 月 1	日			
届	出 年 月	日					平	成 21	年 3	月 19	日			
届占	出上の開設年月	日					平	成 21	年(3 月 1	日			
性 与	定施設入居者生活分	ト≑荏	新規指	定年月	月日(初	刀回)	平	成 21	年(3 月 1	日			
付人	E.旭敌八店有生品7	竣	指定の	有効其	期間		平	成 9	年 5	月 31	日	まで		
	養予防			定年月	月日(初	刀回)			-					
特定	官施設入居者生活介	護	指定の	有効其	期間				-			まで		
事	業所へのアクセ	:ス	東京メ	トロオ	与楽町約	泉「氷」	川台」駅	徒歩 7	7分(約56	0 m)			
施討	设・設備等の状況													
軣	(r 4	쎉	権利	形態	_	-	抵当権	なし	,					
方	X F	Œ	面	積	1, 387.	57 m ²								
			権利	形態	賃貸	貸借	抵当権	なし	,					
			延床	面積	2, 522.	59 m ²	うち	う有料者	き人ホ	ーム分	2522.	59 n	n²	
			竣]	二日			平	成 21	年 5	5 月 1	日			
頦	4	勿	階	数				地上	4	階	土	上下	0	階
			四日	双	うち有	料老人	、ホーム分	地上	4	階	土	上下	0	階
			構造	耐	火建築	物	建築物戶	用途区分	\		老人	トーノ	ے	
			併設加	拉設等	なし	•	()

任代 出 如 如 页 期 更	7=++/	萝	22約期間	引 平成2	平成21年5月20日			令	和21年	E5月191	日
賃貸借契約の概要	建物	É	動更新	折 あり							
	階	定員	室数	•			面積				
	2階	1人	22	2	0. 48	m²	\sim	30). 25	m²	
 居 室	2階 1	~2人	1	3	0. 72	m²	\sim	3(). 72	m²	
	3階	1人	22	2	0. 48	m²	\sim	3(). 25	m²	
	3階 1	~2人	1	3	0. 72	m²	\sim	3(). 72	m²	
						m²	\sim			m²	
	階	定員	室数				面積				
一 時 介 護 室						m²	\sim			m²	
						m²	\sim			m²	
	便	更 所		全室あり							
	洗	上 面		全室あり							
	浴	浴室		なし							
居室内の設備等	冷暖房設備			全室あり							
	電話回線			全室あり	(設	置各自、	料金	負担も	各自)
	テレビアンテナ端子			全室あり	(設	置各自、	放送	契約と制	4金負	担も各	自)
共 同 便 所	8	笛月	折				(一部	男女	共用)
 共 同 浴 室	個沒	谷:	2	大	谷槽:	1		機材	成浴:	1	
八 同 和 主	併設施調	設との	り共用	なし ()
 食	兼用		なし	•		デイルー	-ムと	して活	用あり	J)
工 主	併設施	設との	り共用	なし()
その他の共用施設	(健康 (ム、	€管理室、ケアス 理美容室、多目	ステーシ 目的ホー	vョン、機 -ル、喫煙	能訓練 室、談	スペ <i>ース</i> 話室、屋	、シア	'タールー]	-)		
エレベーター	あり		1	基					_		
消防設備	自動火	災報	知設備	: あり 火	災通報	装置:	あり	スプリ	ンク	ラー:	あり
緊急呼出装置	居室:	ō	あり	便所:	あり	浴室:	ō	あり	脱衣室	₹: a	あり

3 従業者に関する事項 職種別の従業者の人数及びその勤務形態 ① 有料老人ホームの職員の人数及びその勤務形態 常勤 非常勤 常勤換算 職種 実人数 合計 兼務状況 等 人数 非専従 専従 非専従 専従 生活相談員兼務 管理者 (施設長) 1 1人 0.5 2 2人 1.0 生活相談員 管理者・介護兼務 看護職員:直接雇用 2 1 3人 2.5 機能訓練指導員兼務 看護職員:派遣 0人 介護職員:直接雇用 13 5 19人 1 15.9 生活相談員兼務 介護職員:派遣 0人 機能訓練指導員 2 4人 1.3 看護師兼務 1 1 計画作成担当者 1人 1.0 1 0人 栄養士 0人 調理員 事務員 1 1人 1.0 その他従業者 0人 1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数 40 時間 介護職員の資格 延べ 常勤 非常勤 資格 人数 専従 非専従 専従 非専従 介護福祉士 10 1 1 実務者研修 1 介護職員初任者研修 3 2 介護支援専門員 たん吸引等研修 (不特定) たん吸引等研修 (特定) 資格なし 1 機能訓練指導員の資格 常勤 非常勤 延べ 資格 人数 専従 非専従 専従 非専従 理学療法士 1 作業療法士 言語聴覚士 看護師又は准看護師 柔道整復師 あん摩マッサージ指圧師 はり師又はきゅう師 ③-3 管理者(施設長)の資格 介護福祉士 ④ 夜勤・宿直体制 配置職員数が最も少ない時間帯 20 時 分~ 時 0

介護職員

人以上

上記時間帯の職員配置数

分

人以上

看護職員

⑤ 特定施設入居者	生活介護	養の従業	美者の)	人数等			①と同	じのため記	入省略	
職種 実人	%r	常勤			非常勤	þ	合計	常勤換算		状況
	専従	É 非	丰専従	専従	É J	丰専従	口可	人数	飛 伤	小 兀
生活相談員							0人			
看護職員							0人			
介護職員							0人			
機能訓練指導員							0人			
計画作成担当者							0人			
⑤-1 介護職員の	資格					(3) – 1 と	同じのため	記入省略	
資格 延^		常勤			非常勤	þ				
人类	専行	羊	丰専従	専従	É J	丰専従				
介護福祉士										
実務者研修										
介護職員初任者研修										
介護支援専門員										
たん吸引等研修(不特定)										
たん吸引等研修(特定)										
資格なし										
⑤-2 機能訓練指	尊員の資	译格			,	(3	ع 2 2	同じのため	記入省略	
資格 延个		常勤			非常勤	þ				
人类	専行	羊	丰専従	専従	É J	丰専従				
理学療法士										
作業療法士										
言語聴覚士										
看護師又は准看護師	ĵ									
柔道整復師										
あん摩マッサージ指圧的	fi									
はり師又はきゅう師	ĵ									
⑤-3 看護職員及	び介護職	銭員1/	人当たり)(常動	勘換算) の利	用者数		2. 3	人
<u> 業者の職種別・勤続年</u>	数別人	数(本	事業所	におけ	る勤約	売年数)				
勤続 職種	看護	職員	介護	職員	生活	泪談員	機能調	訓練指導員	計画作品	找担当者
年数	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
1年未満			5	1	1		1		1	
1年以上3年未満			2	1			1	1		
3年以上5年未満	1		4					1		
5年以上10年未満	2		2	2	1					
10年以上			1	1						
合計	3	0	14	5	2	0	2	2	1	0

4 サービスの内容					
提供するサービス					
食事の提供サー	ービス	あり	(委託)
食事介助サービ	ĭ.Z.	あり			
入浴介助サービ	ジス	あり			
排せつ介助サー	-ビス	あり			
口腔衛生管理サ	ーービス	あり			
居室の清掃・洗	濯サービス等家事援助サービス	あり			
相談対応サービ	· ス	あり			
健康管理サービ	、ス(定期的な健康診断実施)	あり			
服薬管理サービ	゛ス	あり			
金銭管理サービ	ř.ス	なし			
定期的な安否 確認の方法	日中及び夜間の定期的な巡回:要介護度に他、見守りシステムでのモニター感知によ			可、夜間0~4回	
施設で対応で 対応を 変 の内容	病気の付添い、病気の治療による。 病気の付添い、病馬の付添い、病馬のの付添い、病馬のの付添い、病馬のの付添い、病馬のの様とである。 「は、心のでは、水ののでは、水のでは、水のでは、水のでは、水ののでは、水ののでは、水ののでは、水のでは、水	(費用負担な 装 大 で で で で で で で で で で で で で で で で で で	し)が、)	入院中の付添いはし)	

寮機関との連携・協			7. T.	
	名称			馬東クリニック
	所在地	東京都練馬四	区豊玉北五丁	目14番6号 新練馬ビル4階
	急変時の相談	炎対応	あり	事業者の求めに応じた診療 あり
協力医療機関(1)	協力の内容	断、緊急時の ・距離…約3	D電話対応) 3 km	外科(訪問診療、健康指導、健康診 他の費用は利用者の自己負担
	名称	医療法人社 图	司清真会 麦.	島内科クリニック
	所在地	東京都練馬口	函錦一丁目2	1番1号
	急変時の相談	 炎対応	あり	事業者の求めに応じた診療 あり
協力医療機関(2)	協力の内容	吸器内科 腎 来 睡眠時無 断、緊急時の ・距離…約1	臓内科 放射線 呼吸外来 禁約 ででいいでいる でででいるできる。 でででは、 でいる。 では、 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。	4神経内科 循環器内科 糖尿病内科 線科 リハビリテーション科 認知症 煙外来(訪問診療、健康指導、健康 他の費用は利用者の自己負担
	名称	K Clin	i c	
	所在地	東京都新宿区	医新宿五丁目	6番2号 402
	急変時の相談	炎対応	なし	事業者の求めに応じた診療 あり
協力医療機関(3)	協力の内容		l 1km	他の費用は利用者の自己負担
	名称			
	所在地			
協力医療機関(4)	急変時の相談	炎対応		事業者の求めに応じた診療
	協力の内容			h
新興感染症発生時	有無	なし		
	名称	なし		
関	所在地	なし		
	名称	さくら歯科グ	フリニック	
	所在地	東京都西東京	市柳沢一丁	目1番26号 コーポ山崎2階
另力歯科医療機関	協力の内容	・診療科目・ 生指導) ・距離…約・	··歯科診療、「 I 1. 5km	口腔衛生(週1回の歯科治療、口腔 他の費用は利用者の自己負担

護保険加算サービス等				
個別機能訓練加算	なし			
夜間看護体制加算	あり(Ⅱ)			
看取り介護加算	あり(I)			
協力医療機関連携加算	あり			
認知症専門ケア加算	なし			
サービス提供体制強化加算	あり(皿)			
介護職員等処遇改善加算	あり(Ⅱ)			
入居継続支援加算	なし			
テクノロジーの導入(入居継続支援加算関係)	なし			
生活機能向上連携加算	なし			
若年性認知症入居者受入加算	なし			
ADL維持等加算	なし			
科学的介護推進体制加算	あり			
高齢者施設等感染対策向上加算	なし			
生産性向上推進体制加算	あり(Ⅱ)			
口腔・栄養スクリーニング加算	なし			
退院・退所時連携加算	あり			
退去時情報提供加算	あり			
人員配置が手厚い介護サービスの実施	あり			
短期利用特定施設入居者生活介護の算定	可			
用者の個別的な選択によるサービス提供	あり			
営懇談会の開催	あり	(年	2	回予定)
入居者の人数が少ないなどのため実施しない場合の代替措置				
費によるショートステイ事業	あり			

 居に当たっての留意事	 項	
	<u> </u>	2約締結時に原則満65歳以上
	要介護度 要	
1. 民办久/H	14-34-15-17-1	3客様の状態を確認させていただいた上で、入居可能かご相談 せていただきます。
入居の条件		3客様の状態を確認させていただいた上で、入居可能かご相談 せていただきます。
		3客様の状態を確認させていただいた上で、入居可能かご相談 せていただきます。
身元引受人等の条 件、義務等	ことができない 身元引受人はな と連帯して履行 の身柄を引き取	元引受人を定めるものとします。ただし、身元引受人を定める い相当の理由が認められる場合はこの限りではありません。 は契約に基づく入居者の事業者に対する債務について、入居者 元の責を負うとともに、事業者と協議し、必要な場合は入居者 なるものとします。身元引受人は、入居者が死亡した場合の遺 品の引き取りを行います。
	利用期間 7	泊8日まで
体験入居		泊 13,200円(うち消費税1,200円) (宿泊費、食費、介護サービス料込み)
		/ョート入居:(最長30泊31日、3食付) 泊16,500円(うち消費税1,500円)介護保険適用外
入院時の契約の取扱い	払いいただきる 部分につきまし	長期不在等の場合は管理費・上乗せ介護費・家賃相当額はお支 ます。なお、1ヵ月単位での精算になります。しかし食材費の しては返金させていただきます。また、入院が長期にわたる場 字続しますので、退院後は入院前の居室に戻ることが出来ま
	虐待防止対策核	食討委員会の定期的な開催 (年 12 回)
高齢者虐待防止のための取組の状況	定期的な研修の	つ実施 (年 2 回)
ダノウノ 4人 7九	担当者の役職名	ホーム長
	身体的拘束等通	- L 適正化検討委員会の開催 (年 12 回)
	定期的な研修の	つ実施 (年 2 回)
		ない場合に行う身体的拘束その他の入居者の行動 はし なし なし
		テう場合の様態及び時間、入居者の状況並びに緊 い場合の理由の記録
身体的拘束等の適正 化のための取組の状 況	やむを得ず身体 束を行う場合 <i>の</i> 続	

大次等 施農に対する周知の実施 (年 2 回) 定期的な研修の実施 (年 2 回) 定期的な研修の実施 (年 2 回) 定期的な研修の実施 (年 2 回) 定期的な副練の実施 (年 2 回) に期的な副練の実施 (年 2 回) に期的な副練の実施 (年 2 回) に期的な副神の実施 (年 2 回) に関いた業務継続計画の見直し あり 1. 事業者は、入居者が次の各号にいずれかに該当し、かつ、そのことにより本契約を紹介することがあります。これでは、大変経験することがあります。これでは、大変経験することがあります。これでは「人居契約書第3条(目的施設の終身利用契約)の規定に違反したとき(2)月払いの利用料、その他の支払いを正当な理由なく、しばば遅滞するときる居民の関連に選及したとき(4)入居契約書第3条(目的施設の終身利用契約)の規定に違反したとき(5)入居者の行動が、他の入居者又は従業員の生命に危害を及ぼし、又は、その患害の知道した恐れがあり、かつ看料を人ホームにおける通常の介護方法及び接遇方法ではこれを防止することができないとき 2. 前項の規定に基づく契約の解除の場合は、事業者は書面にて次の各号の手続きを行います。(1)契約解除の通告について、90日の予告期間をおく(2)前等の過告に持つ予告期間中に入居者がは今年に利用の機会を設ける(3)解除通告に伴う予告期間中に入居者が経境の有無について確認し、移転先の確保について協力する。 3. 第1項5号によって契約を解除する場合には、事業者は書面にて前項に加えて次の第1号及び第2号に掲げる手続きを行います。(1)医師の意見を聴く(2)一定の健療期間を置く 4. 事業者は、入居者及び身元引受人等が次の各号のいずれかに該当した場合には、前項までの定めに関わらず、催告することなく契約を解除することができます。(1)人居契約後に及社会的勢力の排除の確認)の各号の確約に反する事実が判明したとき(3)入居契約前にの保証との社会的勢力の諸除の確認)の各号の確約に反する事実が対策に反社会的勢力の諸除の確認)の各号の確約に反する事項でおよの指数に対したとき(3)入居契約第20条(採止又は制限される行為)第1項第7号から第9号までの各号に掲げる行為を行ったとき(3)入居契約第20条(採止又は制限される行為)第1項第7号から第9号までの各号に関げる手続を表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が			姓昌 /ア から	トる 国知の宝施			あり
定期的な訓練の実施 (年 2 回) 定期的な訓練の実施 (年 2 回) 定期的な業務継続計画の見直し あり 1. 事業者は、入居者が次の各号にいずれかに該当し、かつ、そのことにより本契約をこれ以上将来にわたって維持することが著しく困難と認められる場合に、本契約を解除することがあります。 (1) 入居契約書に虚偽の事項を記載する等の不正手段により、入居したとき (2) 月払いの利用料、その他の支払いを正当な理由なく、しばしば遅滞すると (4) 入居契約書第20条 (禁止または制限される行為)の規定に違反したとき (5) 人居者の行動が、他の人居者又は従業員の生命に危害を及任 又は、その危害の切迫した恐れがあり、かつ有料老人ホームにおける通常の介護方法及び接遇方法ではこれを防止することができないとき 2. 前項の規定に基づく契約の解除の場合は、事業者は書面にて次の各号の手続きを行います。 (1) 契約解除の通告について、90日の予告期間をおく (2) 前号の通告について、90日の予告期間をおく (2) 前号の通告に先立ち、入居者及び身元引受人等に弁明の機会を設ける (3) 解除通告に伴う予告期間中に入居者の移転先の有無について確認し、移転先がない場合には入居者や身元引受人等、その他関係者・関係機関と協議 生がない場合には入居者や方記引受人等、その他関係者・関係機関と協議 (2) 一定の観察期間を置 (4. 事業者は、入居者及び身元引受人等が次の各号のいずれかに該当した場合には、前項までの定め所とをとく (2) 人居契約者の条(禁止又は制限される行為)第1項第7号から第9号までの各号に掲げる行為を行ったとき (3) 入居契約者の条(禁止又は制限される行為)第1項第7号から第9号までの各号に掲げる行為を行ったとき (3) 入居契約第20条 (禁止又は制限される行為)第1項第7号から第9号までの 合号に掲げる行為を行ったとき (3) 入居契約第20条 (禁止又は制限される行為)第1項第7号から第9号までの	- عللد	75 WW (+ -1) - T ~ 15 F		-,	(左	9	1
定期的な素務総続計画の見直し 1. 事業者は、入居者が次の各号にいずれかに該当し、かつ、そのことにより本契約をこれ以上特案にわたって維持することが著しく困難と認められる場合に、本契約を解除することがあります。 (1) 入居契約書に出傷の事項を記載する等の不正手段により、入居したとき(2) 月払いの利用料、その他の支払いを正当な理由なく、しばしば遅滞するとき(3) 入居契約書第28条(目的施設の終身利用契約)の規定に違反したとき(4) 入居契約書第20条(禁止または制限される行為)の規定に違反したとき(5) 入居者の行動が、他の入居者又は従業員の生命に危害を及ぼし、又は、その危害の切迫したあわれあり、かつ有料名人ホームにおける通常の介護方法及び接遇方法ではこれを防止することができないとき 2. 前項の規定に基づく契約の解除の場合は、事業者は書面にて次の各号の手続きを行います。(1) 契約解除の通告について、90日の予告期間をおく(2) 前号の通告に伴う予告期間中に入居者の移転先の有無につび確認し、移転先がない場合には入居者や身元引受人等、その他関係者・関係機関と協議し、移転先の確保について協力する 3. 第1項5号によって契約を解除する場合には、事業者は書面にて前項に加えて次の第1号及び第2号に掲げる手続きを行います。(1) 医師の意見を聴く(2) 一定御観察期間を置く 4. 事業者は、入居者及び身元引受人等が次の各号のいずれかに該当した場合には、前項までの定めに関わらず、催告することなく契約を解除することができます。 (1) 入居契約第日の人籍の関わらず、催告することなく契約を解除することができます。(1) 入居契約第年の人第4日収入日本のの表別のの表別に及社会的勢力の排除の確認)の各号の確約に反する事実が判明したとき(2) 入居契約第に及社会的勢力に該当したとき(3) 入居契約第20条(禁止又は制限される行為)第1項第7号から第9号までの各号に掲げる行為を行ったとき)本の移動 なし 判断基準・手続 利用料金の変更 前払金の調整 従前居室との仕様の変更			_,,, , , ,	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	` '		,
1. 事業者は、入居者が次の各号にいずれかに該当し、かつ、そのことにより本契約をこれ以上将来にわたって維持することが著しく困難と認められる場合に、本契約を解除することがあります。 (1) 入居契約書に虚偽の事項を記載する等の不正手段により、入居したとき (2) 月払いの利用料、その他の支払いを正当な理由なく、しばしば遅滞するとき (3) 入居契約書第38条(目的施設の終身利用契約)の規定に違反したとき (4) 人居契約書第39条(資・強上または制限される行為)の規定に違反したとき (5) 入居者の行動が、他の入居者又は従業員の生命に危害を及ぼし、又は、その危害の切迫した恐れがあり、かつ有料老人ホームにおける通常の介護方法及び接遇方法ではこれを防止することができないとき 2. 前項の規定に基づく契約の解除の場合は、事業者は書面にて次の各号の手続きを行います。 (1) 契約解除の通告について、90日の予告期間をおく (2) 前号の通告に先立ち、入居者及び身元引受人等に弁明の機会を設ける (3) 解除通告に伴う予告期間中に入居者の移転先の有無について確認し、移転先がない場合には入居者や身元引受人等、その他関係者・関係機関と協議し、移転先の確保について協力する 3. 第1項5号によって契約を解除する場合には、事業者は書面にて前項に加えて次の第1号及び第2号に掲げる手続きを行います。 (1) 医師の意見を聴く (2) 一定の観察期間を置く 4. 事業者は、入居者及び身元引受人等が次の各号のいずれかに該当した場合には、前項までの定めに関わらず、催告することなく契約を解除することができます。 (1) 入居契約書第47条(反社会的勢力の排除の確認)の各号の確約に反する事実が判明したとき (3) 入居契約第20条(禁止又は制限される行為)第1項第7号から第9号までの 个時時における居室の住み替えに関する事項 中時介護率への移動 取断基準・手統 利用料金の変更 前払金の調整 従前居室との仕様の変更	1/1	Nr 1	_,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	.,,	(年		,
約をこれ以上将来にわたって維持することが著しく困難と認められる場合に、本契約を解除することがあります。 (1) 入居契約書言虚偽の事項を記載する等の不正手段により、入居したとき (2) 月払いの利用料、その他の支払いを正当な理由なく、しばしば遅滞するとき (3) 入居契約書第3条(目的施設の終身利用契約)の規定に違反したとき (5) 入居者の行動が、他の入居者又は従業員の生命に危害を及ぼし、又は、その危害の切迫した恐れがあり、かつ有料老人ホームにおける通常の介護方法及び接遇方法ではこれを防止することができないとき 2. 前項の規定に基づく契約の解除の場合は、事業者は書面にて次の各号の手続きを行います。 (1) 契約解除の通告に立いて、90日の予告期間をおく (2) 前号の適告に先立ち、入居者及び身元引受人等、4の他関係者・関係機関と協議し、移転先がない場合には入居者や身元引受人等、その他関係者・関係機関と協議し、移転免免破保について協力する 3. 第1項5号によって契約を解除する場合には、事業者は書面にで前項に加えて次の第1号及び第2号に掲げる手続きを行います。 (1) 医師の意見を聴く (2) 一定の観察期間を置く 4. 事業者は、入居者及び身元引受人等が次の各号のいずれかに該当した場合には、前項までの定めに関わらず、催告することなく契約を解除することができます。 (1) 入居契約書第47条(反社会的勢力の排除の確認)の各号の確約に反する事実が判明したとき (3) 入居契約第20条(禁止又は制限される行為)第1項第7号から第9号までの介護時における居室の住み替えに関する事項 中時介護室への移動 なし 判断基準・手統 利用料金の変更 前払金の調整 従前居室との仕様の変更				***************************************	ソニ まかし かっ て	<u> </u>	
一時介護室への移動なし判断基準・手続利用料金の変更前払金の調整従前居室との仕様の変更		業者からの契約解	りの(() さんだ(() さん)(() はまた()())をを()())。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	上将とは、	 著 の	れ 入し し違ぼる 次 会で関 に 該る 雑る 居ば たり、第 の を確係 て当こ り	場 こ 常 各 投 数
判断基準・手続 利用料金の変更 前払金の調整 従前居室との仕様の変更	_			関する事児 ニューニー			
利用料金の変更 前払金の調整 従前居室との仕様 の変更			なし				
前払金の調整 従前居室との仕様 の変更							
従前居室との仕様 の変更							
の変更							
その他の居室への移動 あり							
	そ	の他の居室への移動	あり				

判断基準・手続	1. 事業者からの申出による住み替えの場合 事業者は、入居者に対してより適切な介護を提供するために必要と判断する 場合には、本契約に基づくサービスの提供の場所を目的施設内において変更 する場合があります。この場合、事業者は居室の住み替え等により、入居者 の権利や利用料金等に関し本契約に重大な変更が生じる場合は、次の各号の 手続きを行います。 ①事業者の指定する医師の意見を聴く ②入居者の意思を確認する ③入居者の身元引受人の意見を聴く ④緊急やむを得ない場合を除いて一定の観察期間を設ける ⑤住み替え後の居室及び介護等の内容、権利の変動、占有面積の変更に伴う 費用負担の増減等について入居者及び身元引受人に説明を行う。 ⑥入居者の同意を得る。 2. 入居者からの申出による住み替えの場合 事業者は、入居者から目的施設運営上、支障が出る場合を除き、入居者の があった場合、その申出が施設運営上、支障が出る場合を除き、入居者の 出た場合、その申出が施設運営上、支障があります。なお、入居者から
	らの申出は指定の書式にて行うものとします。 1. 事業者からの申出による住み替えの場合 居室の利用権は当初の居室から新しい居室に変更となります。 この場合、入居者は、居室の清掃費及び原状回復費はございません。
利用料金の変更	2. 入居者は、店室の清掃質及び原状回復質はこといるとれ。 2. 入居者からの申出による住み替えの場合 居室の利用権は当初の居室から新しい居室に変更となります。また、居室の 変更による契約プランの変更は致しません。 この場合、入居者は、居室の清掃費及び原状回復費を負担しなければなりま せん。
前払金の調整	1. 事業者からの申出による住み替えの場合 前払金の精算については、現居室の前払金償却残額を、同じ期間入居した場 合の住み替え後居室の前払金償却残額に合わせるものとします。現居室の前 払金償却残額より、住み替え後居室の前払金償却残額のほうが少ない場合 は、その差額をお支払いします。ただし、現居室の前払金償却残額より、住 み替え後居室の前払金償却残額のほうが多い場合は、その差額は頂きませ ん。
HIJA公立Vノi列金	2. 入居者からの申出による住み替えの場合前払金の精算については、現居室の前払金償却残額を、同じ期間入居した場合の住み替え後居室の前払金償却残額に合わせるものとします。現居室の前払金償却残額より、住み替え後居室の前払金償却残額のほうが少ない場合は、その差額をお支払いします。また、現居室の前払金償却残額より、住み替え後居室の前払金償却残額のほうが多い場合は、その差額を徴収差額としてお支払い頂きます。
従前居室との仕様 の変更	あり

ľ	提	携ホーム等への転居	あり グランフォレスト学芸大学 他
		判断基準・手続	事業者は、入居者から事業者が運営する他の施設へのサービス提供の場所の変更の申出があった場合、その申出が施設運営上、支障が出る場合を除き、入居者の申出を認め、事業者が運営する他の施設へのサービス提供場所の変更を行う場合があります。なお、入居者からの申出は指定の書式にて行うものとします。
		利用料金の変更	変更にあたっては、目的施設における全ての契約を解約し、変更を希望される施設での新たな契約を締結して頂く事で、居室の利用権は現施設における居室から、新しい施設における居室に変更となります。この場合、入居者は、居室の清掃費及び原状回復費を負担しなければなりません。管理費等の月額利用料は移り住み先の料金へ変更になります。
		前払金の調整	前払金の精算については、現施設における居室の前払金償却残額を、同じ期間入居した場合の住み替え後施設における居室の前払金償却残額に合わせるものとします。現施設における居室の前払金償却残額より、住み替え後施設における居室の前払金償却残額のほうが少ない場合は、その差額をお支払いします。また、現施設における居室の前払金償却残額のほうが多い場合は、その差額を徴収差額としてお支払い頂きます。 償却年数については、住み替え後施設における居室の償却年数に合わせるものとし、住み替え後施設における居室の償却年数から、現施設における居室での居住年数(契約締結時年齢)を差し引いた年数を、住み替え後施設における居室の償却年数とします。ただし、この申出が、申出時に先に定める償却期間を超えている場合、住み替え変更の申出はお受けできません。
		従前居室との仕様 の変更	変更あり(便所・浴室・洗面所・調理設備等)
苦	青文	 	
	窓	口の名称1	グランフォレスト氷川台 ホーム長
ĺ		電話番号	03-5922-3187
		対応時間	9:00 ~ 18:00 (月曜日~金曜日)
	窓	口の名称2	スミリンフィルケア株式会社 管理本部
		電話番号	03-5909-8750
		対応時間	9:15 ~ 17:30 (月曜日~金曜日)
	窓	口の名称3	東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険相談窓口
		電話番号	03-5320-4597
		対応時間	8:30 ~ 17:00 (月曜日~金曜日)
	窓	口の名称4	東京都国民健康保険団体連合会の介護相談窓口
		電話番号	03-6238-0177
		対応時間	9:00 ~ 17:00 (月曜日~金曜日)
Ì	窓	口の名称 5	
ŀ		電話番号	
		対応時間	~ (
賠信	賞責	賃任保険の加入	あり 保険の名称 三井住友海上火災保険株式会社 賠償責任保険

利。	利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等													
	アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握						取組		あり	J				
	東京都福祉サービス第三	者評価	の実施			なし 結果の公表			:表	なし				
	その他機関による第三者評価の実施				7	なし	結	果の公	:表		なし			
5	入居者					•								
介	護度別・年齢別入居者数	別・年齢別入居者数 平均年齢: 89.4		歳		入	居者数 1	合計:	42 人					
	年齢 介護度	自立	要支援1	要	支援 2	要	介護 1	護1 要介護2		要介護	3 要	介護4	要介護	隻 5
	65歳未満													
	65歳以上75歳未満								1		1			
	75歳以上85歳未満						2		1		1			3
	85歳以上		2				9		7	,	3	11		1
	合計	0	2		0		11		9	ļ	5	11		4
入	居継続期間別入居者数													
	入居期間	6月未	満 6月以 1年末		1年以 5年未				上 10年以上 15		年以上合言		合計	
	入居者数		7	3		22	2 6		6 3		1		42	
男:	女別入居者数	男性:	-	5	人	女性: 37 人								
入	居率(一時的に不在となっ	ている	る者を含む	?。))	88 % (定員に対する入居者数)								
直	近1年間に退去した者の人	数と理	里由											
	理由		人数			理由 人数					X .			
	自宅・家族同居					その他の福祉施設・高齢者住 宅等へ転居				齢者住				
	介護老人福祉施設(特別養護 老人ホーム)へ転居	1			医療機関への入院									
	介護老人保健施設へ転居				死亡					10				
	介護療養型医療施設へ転居				1	その他								
	他の有料老人ホームへ転居				1	退去者数合計								13

6 利用料金 入居準備費用 なし 円 明内 細訳 支払日·支払方法 解約時の返還 あり 敷金 金額 1,000,000 🖂 ※退去時に滞納家賃及び居室の原状回復費用を除き全額返還する。 家賃及びサービスの対価 (内訳) プランの名称 前払金 月額利用料 家賃 管理費 介護費用 食費 光熱水費 5,760,000円 95歳以上基本AB 7,920,000円 2人CD 90歳以上基本AB 7,680,000円 2人CD 10,560,000円 9,600,000円 85歳以上基本AB 2人CD 13, 200, 000円 80歳以上基本AB 11,520,000円 335, 420円 60,000 2人CD 15,840,000円 75歳以上基本AB 11,520,002円 2人CD 18,480,000円 70歳以上基本AB 15, 360, 000円 2人CD 21, 120,000円 23,040,000円 65歳以上基本AB 2人CD 31,680,000円 7,920,000円 95歳以上特別AB 184. 340 39,600 51.480 ※管理費に含む 2人CD 10.080.000円 10,560,000円 90歳以上特別AB 2人CD 13.440.000円 13, 200, 001円 85歳以上特別AB 2人CD 16,800,000円 80歳以上特別AB 15,840,000円 275. 420円 0 2人CD 20, 160, 000円 18,480,000円 75歳以上特別AB 2人CD 23,520,000円 21.120.000円 70歳以上特別AB 2人CD 26,880,000円 65歳以上特別AB 31.680.000円 2人D 40,320,000円 月払プランAB 495, 420円 220, 000 0円 2人CD 555, 420円 280,000 0円 ※2人CD:30.25㎡(2部屋)30.72㎡(2部屋)

【基本プラン】

128,000円 (月額単価) ×36~144ヶ月 (償却期間) + (前払金の20%) (想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて事業者が受領する額) により算出円

【特別プラン】

176,000円 (月額単価) ×36~144ヶ月 (償却期間) + (前払金の20%) (想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて事業者が受領する額) により算出

(月額単価の説明)

前払金

建物賃借料を基礎とし、近傍同種家賃を参照し算出

(想定居住期間の説明)

		当社既存施設を元に統計的に算定し、居住継続率が概ね50%になるところから算出 95歳以上 償却期間36ヶ月 90歳~94歳 償却期間 48ヶ月 85歳~89歳以上 償却期間60ヶ月 80歳~84歳 償却期間 72ヶ月 75歳~79歳以上 償却期間84ヶ月 70歳~74歳 償却期間 96ヶ月 65歳~69歳以上 償却期間144ヶ月
各料金の内訳・	家賃	[月払プランの家賃相当額の算定方法] 当社における入居金プランと月払プランにおける退去率と一定期間の空室発生のリスク等を踏まえ、長期にわたって安定的な経営ができるように設定しております。 [プラン別の家賃設定について] 家賃は想定居住期間内において、特別プラン220,000円となるよう設定しております。具体的には「想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額(前払金の20%)」が設定されているため、月額単価は特別プラン176,000円となっています。想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額を想定居住期間で割り戻して月額単価と合わせると特別プラン220,000円となります。
明 細	管理費	共用施設等の維持管理費、事務管理部門の人件費・事務費・居室内の光熱水費、厨房 管理費等42,000円、居室内の電話代、NHK受信料・衛星放送受信料等は別途実費負 担
	介護費用	①上乗せ介護費用:39,600円(うち消費税3,600円)当施設では要介護者2.5名に対し、常勤換算1名以上の職員体制(週40.0時間換算)をとっています。この介護保険給付の基準を上回る人員体制分の料金として算出した額としています。なお、上記費用については、入院等による長期不在時のご返金は致しません。 ②入居者が自立の場合:生活サポート費用79,200円(うち消費税7,200円)が適用に
		なります。 (この場合、上乗せ介護費用はいただきません。) ※介護保険サービスの自己負担額は含まない。
	食費	朝食 528 円・昼食 528 円・夕食 660 円 間食 0 円 1日当たり 1,716 円 × 30日で積算 厨房管理運営費等(管理費に含む) (食事をキャンセルする場合の取扱いについて) 外泊・入院等で食事をキャンセルする場合、前々日までに届出願います。この場合朝食528円・昼食528円・夕食660円を返金させて頂きます。
	光熱水費	入居者が居住する居室内及び共用部分の水道、電気の使用料については、管理費に含みます。 電話料及びNHK受信料これらに類する公共料金については、これを供給する事業体の料金規程及び支払い方法によります。
矢	豆期利用	1日当たり 16,500 円 ^{利用料の} 管理費、食費(3食)、介護サービス費 ^{算出方法} ※介護保険は適用外

前払金の取扱い						
支払日・ 支払方法	入居日までに弊社指定の銀行口座へお振込み下さい。					
償却開始日	入居した日の翌日					
返還対象としない額	想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて事業者が受領する額(前払金の20%)を入居日の翌日に事業者は取得する。当該受領額については、公益社団法人全国有料老人ホーム協会による前払金の試算シミュレーションの数値に基づき設定しています。					
	位置づけ					
	償却期間内に本契約が終了する場合は、入居者又は返還金受取人に、契約終了日 から償却期間満了日までの額を返還します。					
契約終了時の 返還金の算定 方式	[返還金の算出方法] (前払金-想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて事業者が受領する 額(前払金の20%))÷償却期間の日数×契約終了日から償却期間満了日までの 日数					
	*1 想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて事業者が受領する額は、 入居日の翌日から3月経過した以降は返還されません *2 各年齢償却期間経過後は、返還金が無くなります *3 償却期間を超える場合、入居金の追加徴収はありません					
	期間:3か月 起算日:入居した日					
短期解約(死 亡退去含む) の返還金の算 定方式	入居した日の翌日から3月以内において入居者の解約の申し出がなされた場合は (死亡退去も含む)、目的施設の利用の対価として入居した日から契約終了日ま での1日当たりの利用料及び日割計算に基づく月額利用料、原状回復費用を事業 者に支払うことで契約を終了できるものとします。 事業者は当該費用の支払い及び居室の明け渡しを受けた後90日以内に、受領済 みの前払金及び月払い利用料の全額を無利息で入居者に返還することとします。 ※前払金の1日当たりの利用料の計算 (前払金-想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて事業者が受領する 額)÷想定居住期間の月数 ÷ 30					
返還期限	契約終了日から 90 日以内					
保全措置	あり 保全先: 不動産信用保証株式会社					
その他留意事項	なし					
月額利用料の取扱い						
支払日・ 支払方法	翌月分を入居者宛に費用項目との明細を付し、毎月15日までに請求します。 ホームはこれに基づき原則としてその金額を銀行口座または貯金口座から自動引 き落としとします。					
その他留意事 項	なし					

(30日換算・自己負担1割の場合)

22/ / 1	_
田位	щ

介護度	介護報酬	自己負担額
要支援1	-	-
要支援2	-	-
要介護 1	210, 468	21, 047
要介護 2	235, 048	23, 505
要介護3	260, 739	26, 074
要介護 4	284, 577	28, 458
要介護 5	309, 898	30, 990

加算の種類	算定	備考
個別機能訓練加算	なし	
夜間看護体制加算	あり(Ⅱ)	要介護のみ
看取り介護加算	あり(I)	対象者のみ
協力医療機関連携加算	あり	対象者のみ
認知症専門ケア加算	なし	
サービス提供体制強化加算	あり(Ⅲ)	
入居継続支援加算	なし	
生活機能向上連携加算	なし	
若年性認知症入居者受入加算	なし	対象者のみ
ADL維持等加算	なし	
科学的介護推進体制加算	あり	
高齢者施設等感染対策向上加算	なし	
生産性向上推進体制加算	あり(Ⅱ)	
口腔・栄養スクリーニング加算	なし	対象者のみ
退院•退所時連携加算	あり	対象者のみ
退去時情報提供加算	あり	対象者のみ
介護職員等処遇改善加算	あり(Ⅱ)	

____ 一部有料(サービスごとの料金は一覧表のとおり) 利用者の個別的な選択による生活支援サービス利用料 料金改定の手続 消費者物価指数及び人件費等を勘案し、運営懇談会の意見を聴いた上で改定します。 【料金プランの一例】 最も一般的・標準的なプランについて記入すること。 プランの名称 基本プラン(85~89歳) 単位:円 入居準備費用 前払金 月額利用料 敷金 9, 600, 000 335, 420 ※利用者の個別的な選択による生活支援サービス利用料及び介護保険サービスの自己負担額は含まない。 7 入居希望者等への事前の情報開示 入居契約書の雛形 入居希望者に公開 財務諸表の要旨 入居希望者に公開 入居希望者に公開 公開していない 管 理 規 程 財務諸表の原本 事業収支計画書 公開していない その他開示情報 なし 添付書類: 介護サービス等の一覧表

東京都有料老人ホーム設置運営指導指針との適合表

重要事項説明書及び一覧表・適合表の各項目に ついて説明を受け、理解しました。						
	年	月	日			
<u>署</u> 名						

説明年月日			
	年	月	日
説明者職・	氏名		
職			
署名			

介護 サービス等の一覧表(参考様式)

·				
区分	自	立)	(要支援、要介 	護 I ~ V 区分)
	追加料金が発生した。	その都度徴収するサービ	追加料金が発生しないも	その都度徴収するサービ
	い(前払金又は月額利		の	ス(料金を表示)
	用料に含む)サービス	八、行並と私小		八个一位在文小
	ICO		特定施設入居者生活介	住宅型有料老人ホーム
	150			において外部の居宅サー
				ビス利用を原則とする
			に含むサービスに〇	サービスに▲
サービス			iced y Exico	y EXICE
<介護サービス>				
巡回 日中	見守りシステムによる確 認		見守りシステムによる確認	
巡回 夜間	見守りシステムによる確 認		見守りシステムによる確認	
食事介助			都度一部又は全面介助	
排泄介助	都度一部 若しくは全面介助		都度一部 若しくは全面介助	
おむつ交換	10/16/18/19/19		<u> </u>	
おむつ代	_	実費	_	実費
***************************************	週2回必要により入浴時	左記以外1回1,100円	週2回必要により入浴時見	左記以外1回1,100円
入浴(一般浴)介助	週2回必要により八沿時 見守り若しくは一部介助 入浴不可の場合及び入	(うち消費税100円)	守り若しくは一部介助	(うち消費税100円)
清拭	スタイリの場合及び入 浴日以外で必要に応じ実 施		入浴不可の場合及び入浴 日以外で必要に応じ実施	
特浴介助	週2回必要により入浴時 一部若しくは全面介助		週2回必要により入浴時一 部若しくは全面介助	
身辺介助				
•体位交換			必要に応じ随時対応	
・居室からの移動			車椅子で移動を介助	
・衣類の着脱			毎朝・夕、適宜一部 若しくは全面介助	
・身だしなみ介助			毎朝・夕、適宜一部 若しくは全面介助	
口腔衛生管理			日常的な 口腔衛生管理	
機能訓練			サービス計画書 により対応	
通院介助	練馬区内および協力医		練馬区内および協力医療機	
(協力医療機関)	療機関へは随時対応		関へは随時対応	
通院介助 (上記以外)	_	30分550円 (うち消費税50円)	_	30分550円 (うち消費税50円)
<u> </u>		V 277, 277, 2017/		
オンコール対応	24時間対応		24時間対応	
<生活サービス>				
	'B 4 C	左記以外30分660円	™ 4 (□	左記以外30分660円
居室清掃	週1回	(うち消費税60円)	週1回	(うち消費税60円)
リネン交換	週1回		週1回	
日常の洗濯	私物週2回、 シーツ週1回	左記以外1回220円 (うち消費税20円)	私物週2回、 シーツ週1回	左記以外1回220円 (うち消費税20円)
居室配膳・下膳			_	1回110円 (うち消費税10円)
嗜好に応じた特別食	_	実費負担	_	実費負担
おやつ	1日1回		1日1回	
理美容	_	実費負担	_	実費負担
買物代行(通常の利用区 域)	週1回指定日	左記以外30分550円 (うち消費税50円)	週1回指定日	左記以外30分550円 (うち消費税50円)
受 買物代行(上記以外の区 域)	_	30分550円 (うち消費税50円)	_	30分550円 (うち消費税50円)
機//////// 役所手続き代行	月1回指定日	左記以外30分550円 (うち消費税50円)	月1回指定日	<u> </u>
金銭管理サービス	_	∖ノつ月貝(坑30円)	_	(ノック月東7530円)
	1		1	<u> </u>

区分	(自	立)	(要支援、要介	護 I ~ V 区分)
	い(前払金又は月額利用料に含む)サービス			ス(料金を表示)
サービス	ICO			住宅型有料老人ホーム において外部の居宅サー ビス利用を原則とする サービスに▲
<健康管理サービス>				
定期健康診断	年2回実施	実費負担	年2回実施	実費負担
健康相談	随時		随時	
生活指導•栄養指導	必要に応じ随時対応		必要に応じ随時対応	
服薬支援	必要に応じ随時対応		必要に応じ随時対応	
生活リズムの記録(排便・睡眠等)	必要に応じ随時対応		必要に応じ随時対応	
医師の訪問診療	_	診療費は実費負担	_	診療費は実費負担
医師の往診	_	診療費は実費負担	_	診療費は実費負担
<入退院時、入院中のサー ビス>				
移送サービス	練馬区内および協力医 療機関へは随時対応	左記以外30分550円 (うち消費税50円)	練馬区内および協力医療機 関へは随時対応	左記以外30分550円 (うち消費税50円)
入退院時の同行(協力医療 機関)	必要に応じ随時対応		必要に応じ随時対応	
入退院時の同行(上記以 外)	_	30分550円 (うち消費税50円)	_	30分550円 (うち消費税50円)
入院中の洗濯物交換・買物	_	30分550円 (うち消費税50円)	_	30分550円 (うち消費税50円)
入院中の見舞い訪問	必要に応じ随時対応		必要に応じ随時対応	
<その他サービス>				
・レクリエーション		実費		実費
- 個別機能訓練		週1回月額22,000円(うち消費税2,000円) 週2回月額44,000円(うち消費税4,000円)		週1回月額22,000円(うち消費税2,000円) 週2回月額44,000円(うち消費税4,000円)

東京都有料老人ホーム設置運営指導指針との適合表

	指針項目		討	後当に	\cdot		備考
安	定的・継続的な居住の確保のための項目						
1	有料老人ホーム事業の継続を制限する恐れのある抵 当権が設定されていないか。	O 適合				不適合	
2	借地・借家の場合、入居者の居住の継続を確実なものとするため、指針4(3)から(5)までに定めるすべての要件を満たしているか。	O 適合		不適合		非該当	
緊	急時の安全確保のための項目						
3	有料老人ホーム(児童福祉施設等)の建物として建築 基準法第7条第5項に規定する検査済証が交付されて いるか。	O 適合				不適合	
4	耐火建築物又は準耐火建築物であるか。	0 適合				不適合	
5	各居室・各トイレ・浴室・脱衣室のすべてにナースコー ル等緊急呼出装置を設置しているか。	適合				不適合	
6	【収容人員(従業員含む。)10人以上の施設】 消防署に届け出た消防計画に基づき避難訓練を実施 しているか。	〇 適合		不適合	•	非該当	
7	消防法施行令に定める消防用設備(スプリンクラー設備等)を設置し、消防機関の検査を受けているか。	適合				不適合	
入	居者の尊厳を守り、心身の健康を保持するための項目						
8	各居室は界壁により区分されているか。	0 適合				不適合	
9	各居室の入居者1人当たりの面積は壁芯13㎡以上であるか。	適合				不適合	
10	すべての居室の定員が1人又は2人(配偶者及び3親 等以内の親族を対象)であるか。	適合				不適合	
11	入居時及び定期的に健康診断を受ける機会を提供し ているか。	適合				不適合	
12	緊急時にやむを得ず身体拘束等を行う場合は、記録を 作成することが決められているか。	適合		•		不適合	
入	居者の財産を保全するための項目						
13	前払金について、規定された保全措置を講じているか。	適合		不適合	•	非該当	保全先:不動産信用保証株式会社
14	前払金について、全額を返還対象としているか。 (初期償却0の場合のみ「適」とする。)	適合	•	〇不適合		非該当	初期償却率: 20% 前払金の内、上記率を初期償却いたします
15	入居した日から3か月以内の契約解除(死亡退去含む)の場合については、既受領の前払金の全額(実費を除く。)を利用者に返還することが定められているか。	適合		不適合	•	非該当	

- ※ 開設日前にあっては見込みで記入し、実際の状況については備考欄に記入すること。※ 不適合の項目については、その具体的な状況、指針適合に向け検討している内容及び改善の期限を原則として明記し、代替措置がある場合はその内容についても記入すること。